

物件調書【教－9】

1 施設概要

施設名	亀田交流プラザ
所在地	(地番) 美原1丁目205番271のうちほか
	(住所) 美原1丁目26番12号
開館時間	午前9時00分～午後10時00分 ※ロビーおよび駐車場開館(場)時間 午前8時15分～午後10時30分
休館日	① 12月29日～翌年1月3日 ② 指定管理者が定める器材点検等による臨時休館日
1日の施設利用者数(概数)	約566.6人 (令和6年度実績:開館日数347日,利用者数196,639人) ※亀田支所来庁者やプラザ1階ふれあいホール(フリースペース)利用者数を除く人数です。
前年度売上実績	639,820円

2 設置場所

場所	1階風除室3	(<u>屋内</u> ・屋外)	設置台数	1台
アクセス	利用者	亀田交流プラザ利用者および亀田交流プラザ駐車場利用者が利用可能		
	時間	施設開館時間および駐車場開場時間のみ利用可能		

3 自動販売機に関する仕様

大きさ[幅×奥行×高さ]	設置床面積(最大)	販売品目
[1.2m×0.6m×1.8m]程度	0.72㎡	飲料(缶・ビン・ペットボトル)

4 施設所管課および連絡先

施設所管課	教育委員会生涯学習部生涯学習文化課		
所在地	函館市東雲町4番13号		
担当者	山口	連絡先	0138-21-3566

5 特記事項

- 自動販売機の大きさについては、通路部分にはみ出さないよう、指定のサイズを遵守してください。
- 2階と3階にそれぞれ1台ずつ、公募対象とは別に目的外使用許可を受けた飲料用自動販売機が設置されています。
- 1階ふれあいホール内に、指定管理者の自主事業によるカフェコーナーがあります。
- 冬季（11月～3月）は温かい飲み物を数種類販売してください。
- ユニバーサルデザインの機種を設置してください。
- 自動販売機1台につき1個のゴミ箱を設置していただきます。また、ゴミの回収については自動販売機設置者の責任で行っていただきます。
- 自動販売機の電気料金計算に用いる子メーターは、1階機械室内に設置していただきますのでご注意ください。

6. 位置図



7. 写真

